

沖繩一条園居宅介護支援事業所
重要事項説明書

利用者： _____ 様

社会福祉法人 麗峰会

居宅介護支援（ケアマネジメント）重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業者の名称 | 社会福祉法人 麗峰会 |
| (2) 事業者の所在地 | 沖縄県那覇市辻2丁目27番1 |
| (3) 法人種別 | 社会福祉法人 |
| (4) 代表者名 | 理事長 中真 靖 |
| (5) 電話番号 | 098-866-7200 |
| (6) 設立年月日 | 昭和63年3月19日 |
| (7) 法人の理念 | 「愛・真心・誠意」で、
地域から信頼される介護サービスを提供します。
「和顔愛語（わけんあいご）」で、
思いやりのあるあたたかい介護サービスを提供します。 |

2 ご利用の事業所

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 事業所の名称 | 沖縄一条園居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業所の所在地 | 沖縄県沖縄市与儀3丁目5番10号 |
| (3) 管理者の氏名 | 呉屋 由紀子 |
| (4) 電話番号 | 931-0511 |
| (5) ファクシミリ番号 | 932-9378 |
| (6) 指定事業所番号 | 4770402529 |

3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	沖縄県知事及び沖縄市長の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
(1) 介護老人福祉施設	R3年4月1日	4770402537	100人
(2) 通所介護	〃	〃	30人
(3) 通所型サービス	〃	〃	
(4) 短期入所生活介護	〃	〃	
(5) 介護予防短期入所生活介護	〃	〃	8人
(6) 認知症対応型共同生活介護	〃	4790400255	9人
(7) 介護予防認知症対応型共同生活介護	〃	〃	
(8) 沖縄市介護予防支援事業(委託)	〃	-	一人

4 事業の目的と運営の方針

- (1) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう適切な居宅介護支援を行う。
- (2) 運営の方針
- ① 利用者の選択に基づく医療サービス及び福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供できるよう支援します。
 - ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。

5 職員の職種、人数

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護支援専門員 1名以上
(1名は当事業所管理者兼務)

6 営業日

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
但し、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から12月31日、1月2日、1月3日、6月23日は休日
- (2) 営業時間 8：30～17：30

7 居宅介護支援サービスの概要

次の居宅介護支援サービスを提供します。

- (1) ご利用者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定）にかかる申請等について、ご利用者の意志を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- (2) ご利用者の心身の状況、置かれている環境、ご利用者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。
ご利用者は、複数の事業所の紹介を求めることができ、また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- (3) 前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (4) 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。

8 サービス利用料金とその他の費用

居宅介護支援サービスの利用料金は、介護保険から全額給付されますのでご利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料

金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は法律の規定に基づく介護報酬の額を事業者に対し一旦支払うこととします。また、通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合は、指定居宅介護支援を行う際に要した交通費について、利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から頂きます。

(1) 基本料金及び加算料金等の詳細は別紙「基本料金及び加算料金等の詳細」のとおり

(2) 利用料金の変更

現在定められているサービス利用料金については、介護保険法の改正により変更が生じた場合には、事業者は当該サービス料金を変更することがあります。

9 事業の実施地域 通常の実施地域は、沖縄市及びその近郊と離島の区域とする。

10 秘密保持、個人情報

(1) 事業者、介護支援専門員又は従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

秘密保持については当サービス終了後も継続します。

(2) 前項にかかわらず、契約者に係る居宅サービス計画の作成に必要な場合及びサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができることに同意します。

11 事故発生時の対応と損害賠償

(1) サービスの提供によって事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族等をはじめ関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) サービスを提供するにあたって賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は損害賠償を速やかに行います。(詳細は契約書)

12 緊急時の対応

居宅介護支援サービスの提供等に利用者の身体状態が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

13 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所利用相談室

窓口担当者・・・管理者：呉屋 由紀子

利用時間・・・午前8：30～午後5：30

電話 931-0511

面接 沖縄一条園内相談室

苦情箱（沖縄一条園事務所に設置）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

・沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 TEL：098-882-5704

・沖縄市介護保険課 TEL：098-939-1212（代表）

・沖縄県国民健康保険団体連合会 TEL：098-860-9026

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 介護支援専門員 氏名 ⑩）から上記重要事項の説明と交付を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

⑩

利用者家族代表 住所

氏名（続柄）

⑩

（

）

代理人 住所

（代理人を選定した場合）

氏名（続柄）

⑩

（

）

別紙. 「基本料金及び加算料金等の詳細」

事業所名：沖縄一条園居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
 適用日：令和6年4月1日より

①基本料金

居宅介護支援費Ⅰのi（取扱件数40件未満）

要介護1・2 1,086 単位／月

要介護3・4・5 1,411 単位／月

居宅介護支援費Ⅰのii（取扱件数40件以上60件未満）

要介護1・2 544 単位／月

要介護3・4・5 704 単位／月

居宅介護支援費Ⅰのiii（取扱件数60件以上）

要介護1・2 326 単位／月

要介護3・4・5 422 単位／月

②加算料金等

初回加算 300 単位／月

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位／月

入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位／月

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450 単位	600 単位
連携2回	600 単位	750 単位
連携3回	—	900 単位

通院時情報連携加算 50 単位／月

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位／月

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位／月